

〔平 3 0 . 1 0 . 2 9
実 2 - 2〕

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成30年10月29日（月）

財 務 省

目 次

- ・ 制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)の各国比較..... 3
- ・ アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み(全体像))..... 4
- ・ アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み(具体例))..... 5
- ・ イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)..... 6
- ・ ドイツにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)..... 7
- ・ フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組(情報提供の仕組み)..... 8

制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）の各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
第三者からの法定調書	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調書の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。

アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（具体例））

平成29年10月23日
政府税調「参考資料」

法定調書

- ・ 米国においては、BtoB取引・CtoC取引を含め、多様な法定調書が存在。
- ・ 日本の法定調書に対応する調書に加え、米国では以下のような法定調書も提供されている。

書類の様式	提出義務者	報告内容
Form 1099-C	金融機関・信用組合・連邦行政機関等	事業及び取引に関する600ドル(6.5万円)以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告
Form 1099-K	①銀行その他の決済機関 ②第三者決済機関	①クレジットカード等のカード決済取引に関する報告 ②第三者ネットワーク取引に関する報告(年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル(216万円)超の場合)
Form 1099-MISC	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、サービスの対価、収益や利益としての年間600ドル(6.5万円)以上の支払に関する報告 (注)日本においては「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において一部のみ収集している
Form 8300	現金受領者	事業及び取引に関連して1取引につき1万ドル(108万円)超の現金支払いを受けた場合の報告書(「通貨及び外国取引の報告に関する法律」に基づく報告義務があるものを除く)
Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で25,000ドル(270万円)以上の請負契約を結んだ者に関する報告

(注)上記の法定調書のうち、Form8596以外については、報告対象とされた者に対しても、調書を交付する必要。

税務当局の情報提供要請権

- 内国歳入庁は、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のため、納税者及び第三者に対し、「質問検査（実地での聞き取り調査等）」に加え、「行政召喚状（サモンズ）」の発出（出頭を求めての聞き取りや、資料の提出等）も行う。
- サモンズは、不特定の納税者に関する情報の取得を目的として第三者に対し発することも認められる（いわゆる「ジョン・ドウ・サモンズ」）。ただし、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得る必要がある。

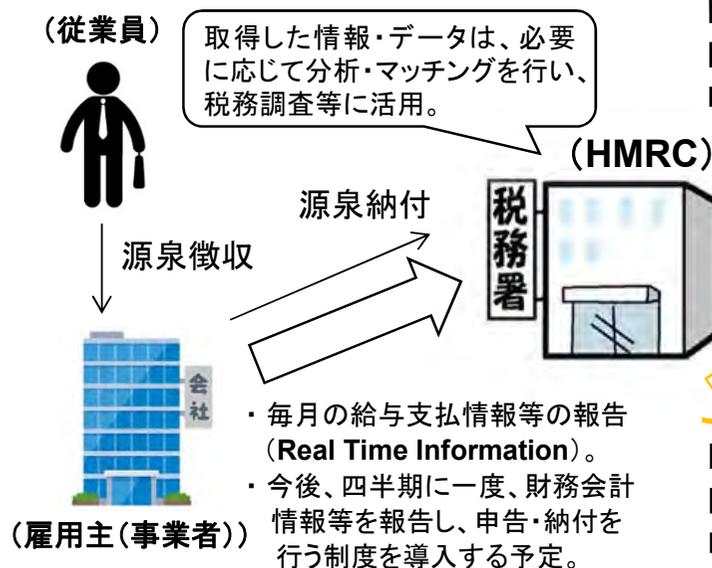
(備考)邦貨換算レートは、1ドル＝108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

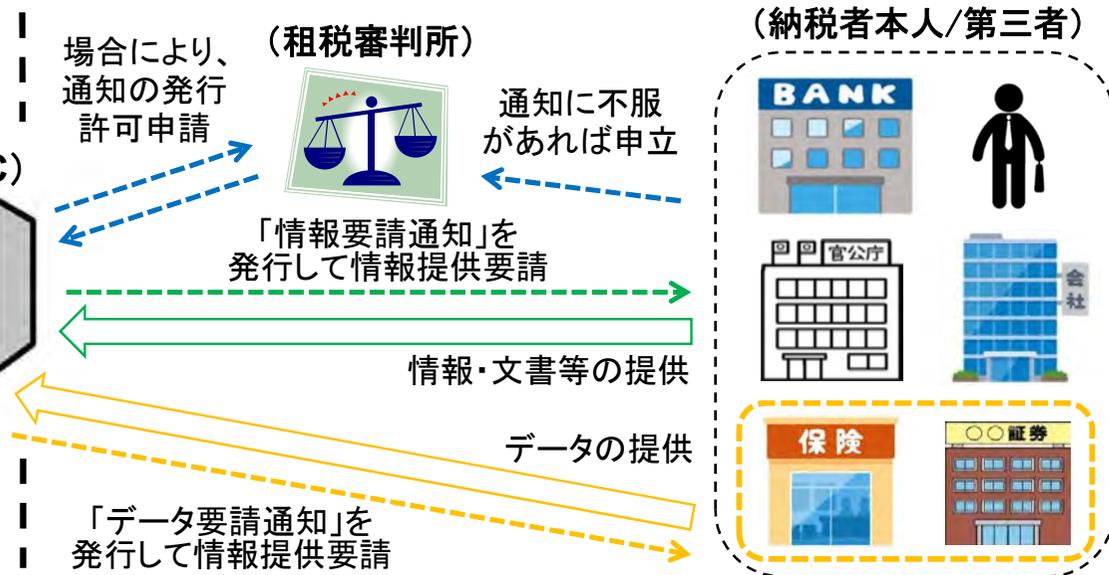
平成29年10月23日
政府税調「参考資料」

- 歳入関税庁(HMRC)による実態の把握が困難な新たな経済活動や、国際的な課税逃れ、脱税等に対応し、課税漏れを最小化するため、HMRCの情報収集権限の整備が進められている。
- HMRCは、納税者及び関係する第三者に対し、「情報要請通知(Information Notice)」を発行して、合理的な範囲内で、当該納税者の課税状況の確認に必要な情報の提供を要請することができる(2008年財政法)。同通知を第三者に対して発行する場合は、不特定の納税者に関する情報の提供も要請することができる(ただし、租税審判所から事前に許可を受ける必要)。
- また、HMRCは、納税者の課税状況の分析等に活用するため、「データ要請通知(Data-holder Notice)」を発行して、雇用主や証券会社等の法令で定められた第三者に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を求めることもできる(Bulk Information Power / Data-gathering Power: 2011年財政法)。なお、当該第三者の範囲については、2013年や2016年の法改正により、決済業者や仲介業者にも拡大されている。
- そのほか、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。加えて、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、今後、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入する予定。

<Real Time Information等のイメージ>



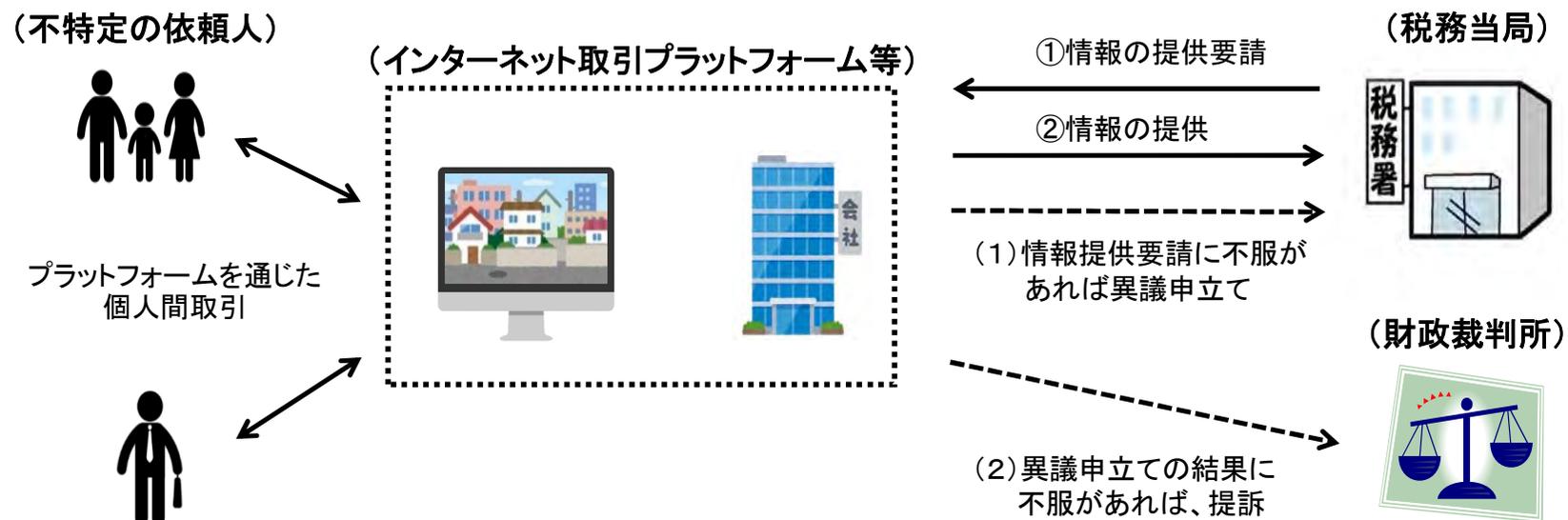
<情報提供要請権のイメージ>



ドイツにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 税務当局は、納税者及び関係する第三者に対し、情報提供を要請することが可能。不特定の納税者に関する情報を第三者に要請することも判例によって従前より認められており、パナマ文書等の租税回避問題を背景に、2017年の租税通則法改正において、これが明文化された（「一括情報要請」）。
- 同法改正により、「一括情報要請」を行使するためには、提供を要請する情報の範囲を示すとともに、従前より判例上必要とされていた以下の要件を満たす必要があることが、法律上明文化された。
 - ① 調査についての十分な端緒が存在すること
 - ② 他の採り得る手段によっては事実関係の解明が達成されないと見込まれること
- なお、情報提供要請を受けた第三者が、これに不服がある場合は、税務当局に異議を申立てることが可能であり、その結果になお不服がある場合は、最終的に連邦財政裁判所に提訴することもできる仕組みとなっている。

＜一括情報要請が行われた例＞



フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

平成29年10月23日
政府税調「参考資料」

1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在する。また、デジタル経済の進展により利用者の所得の把握が困難になったことを受け、2016年の税制改正において、2020年以降、インターネット取引のプラットフォーム事業者に対し、サービス利用者の取引情報の提供を義務付けるよう、見直しを行った。

2. コミュニケーション権による情報提供要請

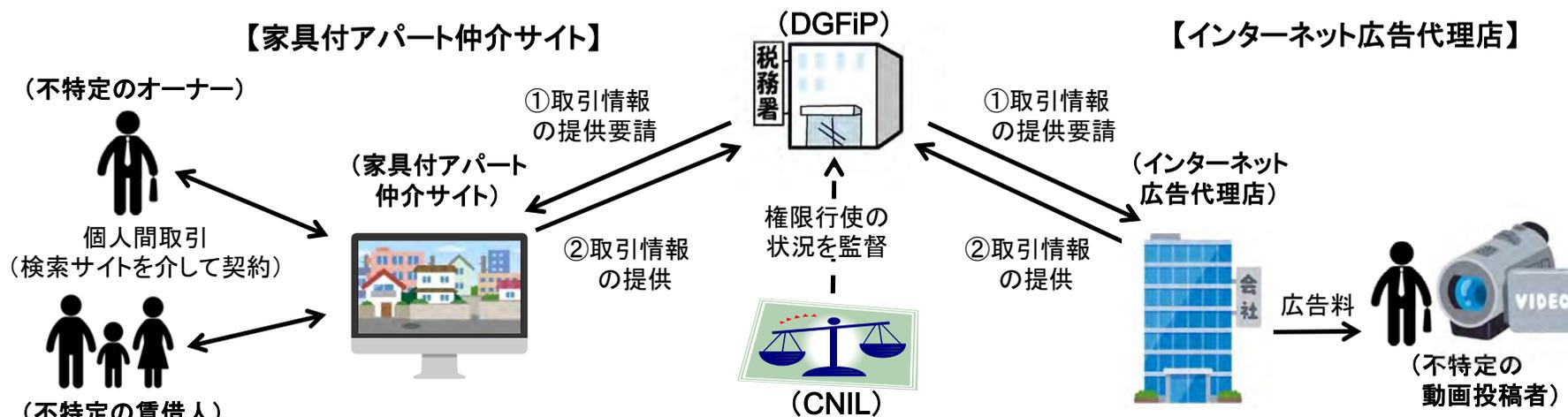
公共財政総局(DGFIP)が納税者及び関係する第三者等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、納税者が不特定の場合でも、第三者(仲介業者を含む)に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、同権限の行使の状況については、個人情報保護等を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL)」が監督している。

■ 主な要件(税務手続法典L81条、R*81-3条等)

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、納税者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

<コミュニケーション権が活用された例>



※ DGFIPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。